

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十条第二項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項及び第三十四条第三項並びに住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「の規定による」を「に規定する場合における」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える住宅品質確保法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十四条第三項	この節	この節及び履行確保法
第八十五条第一項	解任	解任（この項の規定により国土交通

		<p>大臣の認可を受けて支援等の業務に従事している役員が特別支援等の業務にも従事する場合における当該特別支援等の業務に従事する役員としての選任及び解任を除く。）</p>
<p>第八十七条第一項</p>	<p>センターは、</p>	<p>センターは、登録住宅性能評価機関から</p>
	<p>の業務（</p>	<p>の業務（同項第四号の業務にあつては、履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあつせん、調停及び仲裁に関するものを除く。</p>
	<p>、登録住宅性能評価機関から負担金を</p>	<p>の負担金（以下この条において「評価住宅負担金」という。）を、履行</p>

確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下この条において「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）から保険住宅関係業務（第八十三条第一項第四号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に関するものに限る。））、第八十三条第一項第七号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する建設工事の請負契約又は売買契約に関するものに限る。）及び特別支援等の業務をいう。次条及び第九十二条

	第八十七条第二項		第八十七条第四項	
	前項の負担金	、負担金	納付方法を	登録住宅性能評価機関
<p>において同じ。）の実施に必要な経費に充てるための負担金（以下この条において「保険住宅負担金」という。）を、それぞれ</p>	評価住宅負担金及び保険住宅負担金	評価住宅負担金	<p>納付方法を、住宅瑕疵担保責任保険法人に対し保険住宅負担金の額、納付期限及び納付方法を、それぞれ</p>	<p>登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任保険法人</p>
<p>宅負担金</p> <p>それぞれ評価住宅負担金又は保険住宅負担金</p>	負担金			

第八十八条	とその他の業務に係る経理とを		、保険住宅関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ
第九十一条第一項第一号	第十条第二項若しくは第十九条、 又は	第十九条の規定又は 若しくは	
第九十二条	評価住宅関係業務	業務 評価住宅関係業務及び保険住宅関係	
第四百四条第一号	第八十二条第三項	第八十二条第三項（履行確保法第三 十四条第三項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）	
第四百四条第二号	第九十一条第一項	第九十一条第一項（履行確保法第三 十四条第三項の規定により読み替え て適用する場合を含む。）	
第百六条第一号	第八十二条第三項	第八十二条第三項（履行確保法第三	

		<p>第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）</p>
<p>第七百七条</p>	<p>前条まで</p>	<p>前条まで（第四百四条及び前条の規定を履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

第九条を第十条とする。

<p>読み替える住宅品質確保法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四百四条第一号</p>	<p>第八十二条第三項</p>	<p>履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び</p>

第八条中「の規定による」を「に規定する場合における」に改め、同条の表を次のように改める。

<p>第一百七十七条</p>	<p>前条まで</p>	<p>第八十二条第三項 前条まで（第一百四十四条の規定を履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
----------------	-------------	---

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第四条 法第十条第二項の規定による承諾は、供託建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る発注者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該発注者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 供託建設業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る発注者から書面等により法第十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提

供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該発注者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第十五条第二項において法第十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「供託建設業者」とあるのは「供託宅地建物取引業者」と、「発注者」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。

別表中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年九月三十日から施行する。

(指定住宅紛争処理機関の指定の取消しに関する経過措置)

第二条 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)第五条の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(次条第一項において「改正後履行確保法」という。)第三十三条

第二項の規定により読み替えて適用する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第八十条第一項（指定の取消しに係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に指定住宅紛争処理機関が同項各号に掲げる事由に該当する場合について適用する。

（住宅紛争処理支援センターの役員等の解任等に関する経過措置）

第三条 改正後履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する住宅の品質確保の促進等に関する法律（次項において「読替え後の住宅品質確保法」という。）第八十五条第二項（特別支援等の業務に従事する役員等の解任の命令に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に当該役員が同項に規定する事由に該当する場合について適用する。

2 読替え後の住宅品質確保法第九十一条第一項（指定の取消しに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる事由に該当する場合について適用する。

理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定の適用についての技術的読替えを改める等の必要があるからである。